

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
のときは、
翌日)

目 次

◇条 例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(ク)

公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 給料表の改定(別表第一、別表第五関係)
全給料表の全給料月額を引き上げることとした。

二 諸手当の改定

1 初任給調整手当(第七条の三関係)

(一) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十九万九千円(現行二十九万四千円)に引き上げることとした。

(二) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額の限度額を五万五百円(現行五万五百円)に引き上げることとした。

2 扶養手当(第八条関係)

3 通勤手当(第十条関係)
自動車等を使用して通勤する職員に対する支給月額を次のとおり引き上げることとした。
満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を一人につき月額二千円(現行千円)に引き上げることとした。

使用距離(片道)	現 行	改 正 後
五キロメートル未満	二千円	二千二百円
五キロメートル以上 十キロメートル未満	四千円	四千八百円
十キロメートル以上 十五キロメートル未満	六千五百円	八千円
十五キロメートル以上 二十キロメートル未満	八千九百円	一万二千二百円
二十キロメートル以上 二十五キロメートル未満	一万千三百円	一万四千四百円
二十五キロメートル以上 三十キロメートル未満	一万三千七百円	一万七千六百円
三十キロメートル以上 三十五キロメートル未満	一万六千円	二万八千円
三十五キロメートル以上 四十キロメートル未満	一万八千五百円	二万四千円
四十キロメートル以上 四十五キロメートル未満		二万七千二百円

四十五キロメートル以上 五十キロメートル未満	三万四百円
五十キロメートル以上 五十五キロメートル未満	三万三千六百円
五十五キロメートル以上 六十キロメートル未満	三万六千八百円
六十キロメートル以上 六十五キロメートル未満	四万円
六十五キロメートル以上 七十キロメートル未満	四万三千二百円
七十キロメートル以上	四万六千四百円

4 寒冷地手当(第十一条の二関係)

最高限度額の算出基礎額を五十七万五千元(現行五十六万八千元)に引き上げることにした。

5 宿日直手当(第十六条の二関係)

勤務一回当たりの支給限度額を次のように引き上げることとした。

区 分	現 行	改 正 後
通 常 の 宿 日 直	三千二百円	三千三百円
医師又は歯科医師の宿日直	一万四千元	一万五千元
特殊な業務を主とする宿日直	五千六百元	六千元

(午前中の勤務から引き続いて行われる宿直勤務については、これらの額に百分の百五十を乗じた額)

6 期末手当(第十六条の四関係)

十二月期の支給割合を百分の百九十(現行百分の二百)に引き下げることとした。

三 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、宿日直手当に関する改正は平成七年一月一日から、通勤手当に関する改正、給料表に関する改正中教育職給料表(一)及び(二)の改正に係る部分で昇格制度の改善に伴うもの並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正は同年四月一日から、それぞれ施行することとした。

2 この条例(通勤手当及び宿日直手当に関する改正並びに給料表に関する改正の一部を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例は、平成六年四月一日から適用することとした。

3 所要の経過措置を講ずることとした。

4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例について、教育職給料表(一)及び(二)の改正に伴い所要の規定の整備を行うこととした。

◇職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一 社会福祉業務手当の額を月額九千五百円(現行八千円)に引き上げることとした。(第五条関係)

二 その他所要の規定の整備をすることとした。

三 一 この条例は、公布の日から施行し、一は、平成六年四月一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「二十九万九千円」を「二十九万九千円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万五百円」に改める。

第八条第二項第二号中「二十二歳」を「満二十二歳」に改め、同項第三号中「六十才」を「満六十歳」に改め、同項第四号中「二十二歳」を「満二十二歳」に改め、同条第四項中「千円」を「二千円」に改める。

第十条第二項第二号イ中「二千円」を「二千二百円」に改め、同号ロ中「四千円」を「四千八百円」に改め、同号ハ中「六千五百円」を「八千円」に改め、同号ニ中「八千九百円」を「一万二千二百円」に改め、同号ホ中「一万三千三百円」を「一万四千四百円」に改め、同号ヘ中「一万三千七百円」を「一万七千六百円」に改め、同号ト中「一万六千円」を「二万八千円」に改め、同号チ中「一万八千五百円」を「二万四千円」に改め、同号リ中「四十キロメートル以上」の下に「四十五キロメートル未満」を加え、「二万九百円」を「二万七千二百円」に改め、同号に次のように加える。

又 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 三

万四五百円

ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 三万三千六百円

ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 三万六千八百円

ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満である職員 四万円

カ 使用距離が片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満である職員 四万三千二百円

ヨ 使用距離が片道七十キロメートル以上である職員 四万六千四百円

第十条第二項第三号中「加算した額」の下に「又は同号に掲げる額のいずれか多い額」を加える。

第十一条の二第三項中「五十六万八千円」を「五十七万五千円」に改める。

第十六条の二第一項中「三千二百円」を「三千三百円」に、「一万四千元」を「一万五千元」に、「五千六百円」を「六千円」に、「四千八百円」を「四千九百五十円」に、「二万千元」を「二万二千五百円」に、「八千四百円」を「九千円」に改める。

第十六条の四第二項中「百分の二百」を「百分の百九十」に改める。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	180,500	212,400	229,700	249,500	268,500	289,300	323,400	362,000	411,400
2	132,300	167,200	187,300	220,400	238,300	258,300	277,600	299,000	335,300	374,500	426,400
3	136,500	173,700	193,900	228,600	247,100	267,100	286,900	308,900	347,200	387,200	441,500
4	141,000	180,500	200,500	237,200	255,600	276,000	296,200	319,200	359,100	399,900	456,700
5	145,900	186,200	207,500	245,900	263,900	284,900	305,800	329,500	371,000	412,900	471,900
6	151,600	191,100	215,200	254,300	272,300	293,800	315,500	339,700	383,000	425,700	487,200
7	157,400	195,900	222,800	262,500	280,700	303,000	325,400	349,800	395,300	438,400	502,800
8	163,200	200,700	230,000	270,700	288,900	312,300	335,200	359,900	407,600	451,100	518,600
9	167,600	205,100	236,400	278,700	297,200	321,700	345,100	370,000	419,900	463,800	534,300
10	171,000	209,500	242,600	286,600	305,500	331,400	354,900	380,100	431,700	476,500	549,900
11	173,900	213,900	248,700	294,400	313,700	341,300	364,600	390,200	443,200	487,700	562,000
12	176,600	218,300	254,400	302,100	321,700	351,100	374,000	400,200	454,500	498,100	570,000
13	179,200	222,600	260,100	309,600	329,700	360,800	383,100	410,300	464,100	506,900	577,600
14	181,400	226,000	265,500	317,100	337,400	370,200	391,200	420,000	472,000	514,100	583,800
15	183,500	229,100	270,800	323,900	343,700	378,700	398,300	427,700	479,800	518,700	588,600
16	185,100	232,200	275,700	330,300	349,600	385,600	404,800	435,000	485,200		
17		235,300	280,200	335,000	354,900	392,200	410,500	439,900	489,800		
18		238,200	284,100	339,200	359,300	396,800	415,400	444,500	494,100		
19		240,200	287,700	343,300	363,400	401,300	420,100	448,900			
20			290,600	346,300	367,200	405,800	424,400	452,800			
21			293,400	349,200	370,500	410,200	428,300	456,600			
22			296,100	352,000	373,800	414,300	432,000				
23			298,800	355,000	377,200	418,000					
24			301,300	358,100	380,500	421,600					
25			303,800	361,000	383,300						
26			306,200	363,800	386,100						
27			308,600	366,200							
28			311,000	368,600							
29			313,400								
30			315,700								
31			317,900								
32			320,100								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	-	-	-	225,600	259,800	278,800	298,000	318,600	350,100	385,600
2	154,100	169,200	194,500	232,900	268,700	288,000	307,700	328,600	360,100	398,000
3	160,700	176,100	202,300	241,000	277,700	297,200	317,500	338,600	370,200	410,400
4	167,500	185,100	210,100	249,700	286,700	306,700	327,300	348,600	380,400	422,100
5	174,200	194,300	217,100	258,600	295,600	316,500	337,100	358,600	390,900	433,400
6	182,500	201,400	223,900	267,500	304,200	326,300	346,900	368,600	401,200	443,900
7	191,600	208,400	230,700	276,400	313,000	336,100	356,700	378,700	411,700	454,300
8	198,700	215,300	237,300	285,300	321,400	345,900	366,700	389,200	422,100	464,600
9	205,700	221,600	245,200	294,200	330,100	355,600	376,800	399,500	432,500	475,000
10	212,600	228,000	252,900	302,300	338,600	365,500	387,000	410,000	442,800	485,300
11	218,800	234,600	260,700	310,500	347,100	375,600	397,200	420,400	453,100	495,600
12	225,200	241,300	268,500	318,700	355,600	385,800	407,400	430,700	463,200	505,900
13	231,800	248,900	276,400	326,900	364,000	396,000	417,700	440,900	473,200	516,000
14	238,400	256,400	284,000	335,200	372,400	406,200	425,800	451,100	483,100	523,800
15	246,000	264,100	291,600	343,000	380,800	416,100	433,800	460,300	492,500	528,200
16	253,500	271,700	299,500	350,900	389,000	423,200	441,000	468,400	497,500	
17	260,700	278,700	307,600	358,800	397,000	430,000	446,900	473,500	501,900	
18	267,400	285,700	315,800	366,800	404,100	435,700	452,600	478,400	506,000	
19	273,700	292,800	324,100	374,700	410,600	440,400	457,200	483,200		
20	280,200	299,700	331,800	382,400	415,100	445,000	461,700	487,200		
21	286,800	306,600	339,700	390,000	419,300	449,300	465,600	491,000		
22	293,200	313,400	347,600	397,100	423,300	453,500	469,300			
23	299,800	320,200	355,600	403,600	427,200	457,200				
24	306,100	326,900	363,500	407,900	431,000	460,800				
25	312,100	333,700	371,200	411,900	434,200					
26	318,300	340,600	378,800	415,600	437,400					
27	324,200	347,700	385,900	419,300						
28	329,800	354,000	392,400	423,100						
29	334,300	359,600	396,700	426,100						
30	338,600	364,600	400,700	429,100						
31	343,200	369,600	404,400							
32	347,800	373,000	408,100							
33	350,400	376,300	411,900							
34		379,600	414,900							
35		383,000	417,800							
36		385,700								

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

イ 教育職給料表(-)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	—	—	298,900	398,000
2	144,800	187,300	308,800	408,200
3	151,200	193,900	318,700	418,500
4	158,100	200,500	328,600	428,700
5	165,800	207,600	338,500	438,900
6	174,600	214,900	348,400	449,200
7	183,900	222,500	358,300	459,500
8	190,300	230,300	368,200	469,900
9	196,700	238,300	378,100	480,400
10	203,100	246,600	388,200	491,100
11	209,800	255,100	398,100	501,900
12	216,600	264,600	408,000	511,600
13	223,800	274,100	417,500	520,300
14	231,300	283,600	426,900	528,000
15	238,900	293,200	436,300	532,600
16	246,700	302,800	445,700	
17	254,300	312,400	455,000	
18	261,800	322,300	464,400	
19	269,200	332,000	473,800	
20	275,800	341,700	482,400	
21	282,300	351,200	490,800	
22	288,400	360,700	499,000	
23	294,500	370,100	506,000	
24	300,600	379,500	510,200	
25	306,700	388,400		
26	312,700	396,700		
27	318,700	405,000		
28	324,700	413,400		
29	330,300	421,700		
30	334,500	428,900		
31	338,500	435,900		
32	342,300	441,700		
33	345,800	446,900		
34	348,600	451,800		
35	351,300	456,300		
36	353,900	459,300		
37	356,400			
38	358,900			
39	361,100			
40	363,300			

備考(-) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,000円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	—	259,000	393,700
2	144,800	160,200	268,900	402,700
3	151,200	168,300	278,900	411,700
4	158,100	177,100	288,900	420,700
5	165,800	187,300	298,900	429,800
6	174,600	193,900	308,800	439,000
7	183,900	200,500	318,700	448,400
8	190,300	207,600	328,600	457,300
9	196,600	214,900	338,500	465,600
10	202,900	222,500	348,300	473,700
11	209,200	230,300	358,100	481,400
12	215,600	238,300	367,200	489,000
13	222,200	246,600	376,100	495,700
14	229,300	255,100	385,000	501,000
15	236,100	264,600	393,800	505,100
16	242,900	274,100	402,300	
17	249,400	283,600	410,700	
18	255,700	293,200	419,200	
19	262,000	302,800	427,600	
20	267,900	312,400	436,000	
21	273,400	322,300	443,900	
22	278,700	331,900	450,900	
23	283,700	341,500	457,400	
24	288,500	350,900	462,700	
25	292,400	359,500	467,200	
26	296,200	367,900	471,000	
27	299,800	376,100	474,200	
28	302,900	384,000	477,200	
29	305,500	391,700		
30	308,000	398,700		
31	310,300	405,700		
32	312,700	412,500		
33	314,800	418,700		
34		424,800		
35		430,100		
36		434,700		
37		439,100		
38		442,900		
39		445,500		

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,900円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	247,700	288,400	333,000
2	132,400	179,500	257,300	298,300	345,200
3	136,600	189,400	267,000	308,600	357,300
4	141,700	197,700	276,800	319,000	369,400
5	147,700	206,200	286,600	329,600	381,600
6	155,300	215,200	296,400	340,100	394,800
7	163,300	223,300	306,500	350,200	408,100
8	171,700	231,400	316,700	360,000	422,100
9	179,600	239,500	326,900	369,700	436,100
10	186,500	247,600	336,800	379,400	450,000
11	193,600	255,300	346,000	389,100	463,900
12	200,800	262,700	354,700	398,700	477,800
13	208,100	269,900	363,000	408,200	491,600
14	215,400	276,900	370,400	417,700	505,100
15	223,500	283,800	377,500	427,200	518,400
16	231,500	290,500	384,500	436,700	531,700
17	237,600	297,300	391,300	446,100	545,200
18	243,700	304,100	398,100	455,400	556,700
19	249,600	311,100	404,800	464,500	565,300
20	255,400	318,100	411,000	472,200	572,800
21	261,000	325,000	416,800	479,900	579,000
22	266,600	331,900	422,300	485,400	584,400
23	272,000	338,800	427,400	490,100	588,600
24	277,300	344,300	432,000	494,100	
25	282,400	349,600	436,300		
26	286,600	353,700	439,900		
27	290,600	357,600	443,400		
28	293,700	361,500			
29	296,800	365,300			
30	299,700	369,100			
31	302,400	372,300			
32	304,900				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表 (第三条関係)

イ 医療職給料表(-)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	288,000	325,800	417,100
2	230,700	299,800	337,900	429,800
3	240,100	311,700	350,100	442,100
4	250,500	323,700	362,500	454,200
5	261,200	335,700	374,700	466,300
6	272,800	347,800	386,900	478,400
7	284,500	359,900	399,400	490,100
8	296,300	372,100	412,300	501,600
9	308,000	384,300	424,800	512,900
10	319,400	396,700	437,000	524,200
11	329,200	408,000	449,100	535,500
12	338,600	418,500	460,700	546,300
13	347,900	428,600	472,200	557,100
14	357,100	438,400	483,500	567,800
15	366,300	448,200	494,700	577,800
16	375,400	457,800	505,700	587,300
17	384,400	467,400	516,400	596,100
18	392,500	477,000	527,100	603,300
19	397,900	484,600	537,700	608,600
20	403,300	491,800	546,000	613,400
21	406,400	498,300	554,100	
22		503,100	559,700	
23		507,800	565,000	
24		512,300	570,100	
25		516,800	574,600	
26		520,500	578,900	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	200,500	222,700	258,300	299,000	333,700
2	136,700	172,400	207,000	230,600	267,500	308,900	345,500
3	142,200	178,700	213,800	238,900	276,800	318,800	357,400
4	148,700	185,000	221,600	247,200	286,100	328,700	369,300
5	155,300	191,300	229,400	255,500	295,400	338,600	381,200
6	162,400	197,500	237,500	263,800	304,700	348,500	393,300
7	169,600	203,600	245,600	272,100	314,300	358,500	405,800
8	175,600	209,600	253,700	280,600	324,000	368,600	418,400
9	181,500	216,200	261,900	289,000	333,600	378,900	430,700
10	186,600	223,400	270,100	297,600	343,300	389,300	442,600
11	191,600	230,300	278,200	306,100	353,100	399,500	454,200
12	196,400	236,800	286,200	314,400	362,400	409,700	464,100
13	201,100	243,100	294,100	322,700	371,500	419,600	472,000
14	205,300	249,400	302,000	330,800	380,000	427,500	479,800
15	209,700	255,200	309,800	338,800	387,200	434,900	487,400
16	214,100	260,800	317,500	345,200	394,100	439,900	491,900
17	218,500	266,200	324,700	351,200	400,000	444,500	496,200
18	222,800	271,500	331,500	357,100	405,700	448,900	
19	226,300	276,400	336,600	361,400	410,500	452,800	
20	229,400	281,100	341,300	365,600	414,900	456,600	
21	232,400	284,700	345,300	369,700	419,200		
22	234,900	287,500	348,500	373,400	422,900		
23	236,900	290,300	351,500	376,900	426,500		
24		292,900	354,400	380,100			
25		295,400	357,300	383,000			
26		297,600	360,100	385,800			
27		299,900	362,900	388,600			
28		302,100	365,400				
29			367,800				
30			370,200				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	215,800	236,800	267,200	302,600	335,600
2	149,600	175,900	222,000	243,900	275,500	312,200	347,500
3	155,000	184,000	229,300	251,100	283,900	322,100	359,400
4	160,900	192,600	236,500	258,300	292,100	332,200	371,300
5	166,800	198,200	243,600	265,700	300,300	342,200	383,300
6	174,800	203,700	250,700	273,200	308,700	352,200	395,800
7	182,900	209,500	257,800	280,800	317,000	362,300	408,600
8	190,900	215,500	265,000	288,400	325,300	372,500	420,900
9	195,800	221,700	272,200	296,000	333,200	382,800	433,100
10	200,700	228,600	279,600	303,800	341,200	393,500	445,200
11	205,700	235,700	287,100	311,500	349,300	404,300	457,300
12	210,700	242,800	294,600	319,100	357,400	414,800	468,400
13	216,000	249,900	302,000	326,600	365,500	425,100	477,900
14	221,000	257,000	309,400	334,100	373,800	435,200	487,100
15	226,500	264,100	316,700	341,600	382,100	445,300	495,700
16	232,000	271,100	323,800	348,800	390,600	454,200	503,200
17	237,500	278,100	330,700	356,100	398,500	463,000	508,200
18	243,000	285,000	337,600	363,300	405,500	471,300	512,500
19	248,500	291,700	344,300	370,500	411,100	478,700	516,500
20	253,900	298,400	351,000	376,800	416,200	483,600	
21	259,100	305,100	357,700	382,700	421,200	487,800	
22	264,300	311,500	364,000	388,500	425,300	491,500	
23	268,800	317,900	369,600	393,000	428,800		
24	273,300	324,200	374,900	397,200	431,500		
25	277,600	330,300	379,700	400,900			
26	281,800	335,400	383,600	404,500			
27	285,600	339,800	387,400	407,500			
28	289,200	344,100	390,600	410,100			
29	292,100	348,200	393,600				
30	294,900	350,900	396,400				
31	297,600	353,600	398,900				
32	300,300	356,200					
33	302,900	358,800					
34	305,400	361,400					
35	307,800	363,800					
36	310,100	366,200					
37	312,300	368,600					
38	314,500	371,000					
39	316,700						
40	318,900						

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は平成七年一月一日から、第十条第二項の改正規定、別表第一から別表第五までの改正規定中別表第三イの備考(一)及びロの備考(一)に係る部分並びに附則第十一項の規定は同年四月一日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。
(最高号給等の切替え等)

3 平成六年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

7 平成六年十二月に改正前の条例第十六条の四の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十六条の四の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

8 前項の規定の適用を受ける職員について平成七年三月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第十六条の四第二項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定による加算額に相当する額を減じた額とする。

(給与の内払)

9 改正後の条例及び附則第七項の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例及び附則第七項の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

11 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「八千円」を「九千五百円」に改める。

第六条第一項第一号中「又は診療エックス線技師がエックス線」を「がエックス線」に改め、同項第二号及び第三号中「エックス線」を「エックス線」に改める。

第三十七条第三項の表中

特殊現場作業手当(第二十六 条第一項第三号の業務に係るものに限る。)	特殊現場作業手当(第二十六 条第一項第三号の業務に係るものに限る。)
爆発物検査手当	爆発物検査手当

に改める。

特殊現場作業手当(第二十六 条第一項第三号の業務に係るものに限る。)	特殊現場作業手当(第二十六 条第一項第五号の業務に係るものに限る。)
爆発物検査手当	特殊自動車運転手当

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第五条第二項の規定は、平成六年四月一日から適用する。
(手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。